

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	akippa株式会社		コード	627A
提出日	2026/9/18	異動（予定）日	2026/9/18	
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う独立役員の届出			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	杉山 全功	社外取締役	○													○	指定 有
2	橋本 舜	社外取締役	○	△								△					指定 有
3	村田 雅幸	社外監査役	○													○	指定 有
4	山口 要介	社外監査役	○													○	指定 有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	同氏は、複数企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外取締役として当社の重要な意思決定に参画し、経営全般に関する適切な助言・提案を行うとともに、独立した立場から取締役の職務執行を監督することを期待できると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	同氏が過去に所属していた株式会社ディー・エヌ・エーは当社の主要株主に該当し、同氏は過去に当社へ出向しておりました。しかしながら、同氏の当社への出向（2015年2月～2015年6月、役職なし）終了および同社の退職から、いずれも既に10年以上が経過しております。また、現在において同社および同氏との間に特別な利害関係はありません。したがって、過去の所属・出向関係が同氏の独立性に影響を及ぼすものではなく、社外役員としての独立性に問題はないものと考えております。	同氏は、上場企業である株式会社ベースフードの創業者兼代表取締役としての経営経験に加え、IT業界における豊富な実務経験と知見を有しております。サービスやプロダクトの開発、マーケティング等の観点から、当社の経営及び事業全般に対して有益な助言・提案を行うとともに、独立した立場から取締役の職務執行を監督することを期待できると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	—	同氏は、東京証券取引所における幅広い実務経験から、資本市場におけるガバナンス体制や経営管理に精通しております。その高い専門性と独立した立場から、当社の経営執行状況を適切に監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	—	同氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と専門的見地を有しているほか、株式会社大阪証券取引所での実務経験も有しております。これらに基づく法務面からのガバナンス体制への助言、及び独立した立場から当社の経営執行状況を適切に監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

当社は、独立役員となる者は独立性が実質面において担保されていることが重要であると考えており、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社独自の具体的な金額・割合を明文化した「社外役員の独立性判断基準」を策定しております。したがって、独立役員につきましては、東京証券取引所の基準および当社の独立性判断基準に照らし、上記「独立役員・社外役員の独立性に関する事項」に記載の属性情報について、現在・最近において該当する事由がない者、および過去に該当する事由があった者についても個別に実質的な独立性を検討し問題がないと判断した者の全てを、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定しております。社外取締役には、独立した立場からの監督・助言機能を求め、社外監査役には、取締役の業務執行を客観的に監査することを求めています。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。